

別表（第2条関係）

違反項目	水道法	福島市水道局指定給水装置工事事業者規程		違反内容	処分内容	
		第8条第1項	関係条項			
指定要件違反	第25条の11第1項第1号	2号	第5条第1項第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し	
			第5条第1項第2号	福島市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1項第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。		
			第5条第1項第3号イ	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として水道法第二十五条第一項第三号イの厚生労働省令で定めるもの		
			第5条第1項第3号ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
			第5条第1項第3号ハ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者		
			第5条第1項第3号ニ	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		2号	第5条第1項第3号ホ	次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者		取消し又は停止
				① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		
				(ア) 無断で水道施設（仕切弁等）を操作したとき。		
				(イ) 貸与メーターを取り付けずに水道を使用したとき。		
				(ウ) 貸与したメーターを承認した場所（敷地）以外へ設置し水道を使用したとき。		
				(エ) 増径工事が必要な場合で、既設のメーターをそのままで水道を使用したとき。		
				(オ) 出庫メーターが建築工事使用者から給水装置工事申込者名義に変更しないで水道を使用したとき。		
				(カ) 不正なメーターを利用し無断通水をしたとき。		
				② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。		
				③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		
				④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		
				⑤ その他の違反行為		
				(ア) 給水装置工事施行承認申込書は提出したが、承認を受けずに、給水装置工事を施行したとき。		
(イ) 給水装置工事施行承認申込書の提出をせずに工事を施行したとき。						
(ウ) 道路占用工事を施行するときに、工事現場に指定事業者の名称等を記載した標識を掲示しなかったとき。						
(エ) しゅん工検査無届け。						
(オ) 検査の改善指示に従わないとき。						
(カ) 管理者に届け出ずに断水工事を行ったとき。						
(キ) その他、管理者が不正又は不誠実な行為であると判断したとき。						
第5条第1項第3号ハ	法人であって、その役員のうち福島市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1項第3号イからホまでに該当する者がいることが判明したとき。	取消し				
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	4号	第12条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	取消し又は停止	
	第25条の11第1項第3号	3号	第7条	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき又は休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。		
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	5号	第13条第1項第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	口頭注意	
			第13条第1項第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。		
			第13条第1項第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 【分岐～メーターまでの工事に限る】		
			第13条第1項第4号	研修の機会の確保をしなかったとき。	取消し又は停止	
			第13条第1項第5号イ	水道法施行令第6条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。		
			第13条第1項第5号ロ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。		
			第13条第1項第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。		
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	6号	第16条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	取消し又は停止	
	第25条の11第1項第6号	7号	第17条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		
	第25条の11第1項第7号	8号		施行した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。		
不正申請	第25条の11第1項第8号	1号		不正の手段により指定を受けたとき。	取消し	

※処分内容については、各違反事実に係る最高処分を示している。